

## 川崎市町内会・自治会会館建設資金融資要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市内の町内会・自治会活動の推進を図るため、町内会・自治会会館の整備に必要な資金を融資することについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「会館」とは、一つ又は複数の町内会・自治会が管理し、地域活動の拠点として利用される建物又は部屋をいう。

(融資の対象)

第3条 この要綱の定めるところにより行う会館整備の資金の融資（以下「融資」という。）対象は、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱に基づき、補助金の交付決定を受ける会館とする。

(申込資格)

第4条 融資を受けようとする町内会及び自治会は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地縁による団体として市長の認可を受けた町内会・自治会であること。

(2) 会館の整備計画が適当であると認められるもので、償還金及び利子の支払いについて十分支払いの能力を有していること。

2 この要綱の定めるところにより融資を受けた団体で、返済残金のある団体は、この要綱に基づく融資対象から除外する。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資金額

会館整備に要する経費から川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱に基づいて交付される補助金を控除した金額の範囲内で、次のとおりとする。

ア 建替、新規取得 上限額 3,000 万円

イ 耐震改修等、その他改修等 上限額 500 万円

(2) 融資利率

ア 固定金利と変動金利の申込人選択とする。

イ 毎年、市と融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）との間で契約締結する利率を適用する。

(3) 償還期間

15年以内とする。但し、500万円未満は10年以内とする。

(4) 償還方法

ア 元金均等の割賦償還を原則とする。ただし、償還期間の満了前に未償還額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

イ 融資期間内において、6か月以内の据え置き期間をおくことができる。

(5) 申込人 融資を受けようとする町内会・自治会（以下「申込人」という。）とする。

(6) 連帯保証人 原則1名以上の連帯保証人を必要とする。

(7) 担保

担保は不要とする。但し、融資金額が500万円を超える場合は会館を担保とする。

(融資の申込み)

第6条 申込人は、融資申込書に、次に掲げる書類を添えて、市を経由して取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 認可地縁団体証明書

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書

(3) 事業者が発行する見積書及び見積内訳書

(4) 耐震改修等・その他改修等の場合は、現在の建物の権利書又は建物登記簿謄本

(5) 会館整備について意思決定を証する書面（総会議事録等）

(6) 土地の権利書又は土地登記簿謄本

- (7) 土地所有者の承諾書
- (8) 建築確認書
- (9) 資金計画書
- (10) 工事請負契約の内容が分かる書類（契約締結前の契約書の写し等）
- (11) その他取扱金融機関が必要と認める書類

2 市は川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱に基づく補助金の交付を予定する団体のうち、融資を希望する団体について、対象の金融機関あてに会館整備補助金交付予定通知書を、前項に掲げる書類とともに提出する。

（融資の実施）

第7条 取扱金融機関は、融資申込書の内容を審査し、適格な団体については、速やかに融資の決定を行い、申込人にその旨を通知するとともに、その写しを市に送付する。

2 前項の送付を受けた市は、川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱に基づき、申込人に補助金の交付決定を通知するとともに、その写しを対象の金融機関あてに送付する。

（融資状況の報告）

第8条 取扱金融機関は、毎年12月末までの融資状況について集計し、翌月の末日までに市に報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長と取扱金融機関が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和49年6月24日から施行する。

（川崎市町内会・自治会会館建設資金融資要綱の廃止）

2 川崎市町内会・自治会会館建設資金融資要綱（昭和46年5月18日市長決裁）は廃止する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成2年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成3年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成4年5月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成22年9月14日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。